

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は学部の一般的並びに専門的教養の基礎の上に、一層専門的な学術の理論及び応用を研究、教授し、創造的な知性と豊かな人間性を培い、学術、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定め公表するものとする。

(研究科及び課程)

第2条 本大学院に次の研究科及び課程を置く。

経済学研究科 経済学専攻 博士課程

経営学研究科 経営学専攻 博士課程

コミュニケーション学研究科 コミュニケーション学専攻 博士課程

現代法学研究科 現代法学専攻 修士課程

(修業年限等)

第3条 本大学院の標準修業年限は次のとおりとする。

経済学研究科博士課程 5年

経営学研究科博士課程 5年

コミュニケーション学研究科博士課程 5年

現代法学研究科修士課程 2年

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

5 修士課程は広い視野にたつて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うものとする。

6 各研究科が、教育・研究上有益と認めるときは、本条第3項に定める年限に関して、本学則第19条に定める在学期間の範囲内での長期履修制度を設定することができる。

(学生定員)

第4条 本大学院の学生定員は次のとおりとする。

経済学研究科

修士課程 入学定員10名 収容定員20名

博士後期課程 入学定員5名 収容定員15名

経営学研究科

修士課程 入学定員10名 収容定員20名

博士後期課程 入学定員3名 収容定員9名

コミュニケーション学研究科

修士課程 入学定員20名 収容定員40名

博士後期課程 入学定員5名 収容定員15名

現代法学研究科 修士課程 入学定員10名 収容定員20名

第2章 教育課程及び履修方法

(教育方法)

第5条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第6条 本大学院に開設する授業科目、単位数並びに履修方法は別表(1)・別表(2)・別表(3)・別表(4)・別表(5)・別表(6)・別表(7)のとおりとする。

(他大学院等の授業科目及び研究指導の履修と単位認定)

第7条 各研究科が、教育・研究上有益と認めるときは、他大学院と予め協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により履修させる授業科目の単位は10単位を限度とし、これを修了に必要な単位数に算入することができる。

3 各研究科が、教育・研究上有益と認めるときは、他大学院等と予め協議の上、博士後期課程の学生が、当該大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

(既修得単位の認定)

第8条 各研究科が、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を限度として本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、これを修了に必要な単位数に算入することができる。

### 第3章 課程の修了

#### (修士課程の修了要件)

第9条 経済学研究科修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について36単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 経営学研究科修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

3 コミュニケーション学研究科修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について36単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 現代法学研究科修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について36単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

5 履修した授業科目の成績評価は、学期末に筆記、論文、口頭による試験又は平常点により行う。

6 前項の成績評価は、A、B、C、Xとし、A、B、Cを合格、Xを不合格とする。

7 修了の時期は3月又は9月とする。

8 第1項から第4項に定める年限について、長期履修制度適用学生においては、原則として許可された年限の在学を要することとする。ただし、一定の条件のもと短縮することができる。

#### (博士後期課程の修了要件)

第10条 経済学研究科博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について14単位（特論2単位を含む）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 経営学研究科博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について14単位（特殊研究2単位を含む）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

する。

- 3 コミュニケーション学研究科博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について14単位（特別講義2単位を含む）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。また、博士後期課程の早期修了を希望する者の修了要件単位数については、この限りでない。
- 4 第1項から第3項に定める年限について、長期履修制度適用学生においては、原則として許可された年限の在学を要することとする。ただし、一定の条件のもと短縮することができる。

（博士学位論文の審査及び最終試験）

第11条 博士学位論文及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。

- 2 博士学位論文の審査について、必要があるときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。
- 3 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、博士学位論文を提出した者について口頭又は筆記によって行う。

（修士学位論文等の審査、単位認定及び成績評価、最終試験）

第12条 修士学位論文の審査、単位認定・成績評価、及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。

- 2 修士学位論文の審査について、必要があるときは、当該研究科以外の研究科の教員、又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。
- 3 経済学研究科の修士課程における研究成果報告書若しくは研究成果報告（以下「研究成果報告書等」という。）の審査、単位認定・成績評価、及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。
- 4 現代法学研究科の修士課程における研究成果報告書若しくは研究成果報告（以下「研究成果報告書等」という。）の審査、単位認定・成績評価、及び最終試験の合格・不合格は、担当教員の評価に基づいて、研究科委員会が決定する。
- 5 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士学位論文若しくは修士課程における研究成果報告書等を提出した者について口頭又は筆記によって行う。

#### 第4章 学位授与

(課程修了による学位授与)

第13条 本大学院の各課程を修了した者に次の学位を授与する。

修士課程

経済学研究科 修士(経済学)

経営学研究科 修士(経営学)

コミュニケーション学研究科 修士(コミュニケーション学)

現代法学研究科 修士(法学)

博士後期課程

経済学研究科 博士(経済学)

経営学研究科 博士(経営学)

コミュニケーション学研究科 博士(コミュニケーション学)

(学位論文提出による学位授与)

第14条 第11条第1項の規定にかかわらず、大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、論文の審査及び試験に合格し、かつ専攻学術について、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者には、前条による所定の学位を授与する。

(学位授与の要件)

第15条 第13条及び第14条に定めるもののほか、学位授与の要件、その他学位に関し必要な事項は、東京経済大学学位規則の定めによる。

第5章 入学、退学、休学、復学、転学、留学、在学期間等

(修士課程への入学)

第16条 修士課程は、次の各号の一に該当し、かつ所定の試験に合格した者について入学を許可する。

- (1) 学校教育法の定める大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を日本国内において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
- (5) 日本国内において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
- (8) 旧制学校等を修了した者
- (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時点において22歳に達している者  
(博士後期課程への入学)

第17条 博士後期課程は、次の各号の一に該当し、かつ所定の試験に合格した者について入学を許可する。

- (1) 学校教育法における修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を日本国内において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 日本国内において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時点において24歳に達している者  
(入学の時期)

第18条 入学の時期は毎学年の始めとする。ただし、場合により秋入学を認めることがある。

(在学期間)

第19条 学生は修士課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えて在学することはできない。

(休学)

第20条 病気又はやむを得ない事由により、長期にわたって就学することができない者は、学長に願い出て、その許可を得た上で休学することができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第21条 休学期間は本人の申請に応じ、半年又は1年とし、起算日は学期初めからとする。

ただし、特別の事由がある場合は休学期間の延長を許可することができる。

2 休学期間は修士課程において通算2年、博士後期課程においては通算3年を超えることはできない。

3 休学期間は第19条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学中の者が復学しようとする場合は、休学期間満了前に学長に復学を願い出て

許可を得なければならない。ただし、病気休学中の者が復学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、その事由を具して保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(再入学及び転入学)

第24条 本大学院を退学した者が再入学を志願するとき、また他の大学院の学生が転入学を志願するときは、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

2 再入学及び転入学を許可された者の、既に修得してある授業科目の単位及び在学年数の認定はそのつど研究科委員会の議を経て行う。

(転学)

第25条 学生は、他の大学院又は大学に入学をするときには、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

## 第6章 除籍及び指定事項による退学

(除籍)

第26条 学長は、次の各号の一に該当する者については除籍する。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 行方不明の届出のあった者

(指定事項による退学)

第27条 学長は次の各号の一に該当する者については、退学させる。

- (1) 第21条第2項に定める休学期間の限度を超えた者
- (2) 第19条に定める在学期間の限度を超えた者

(3) 正当な理由なく学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

#### 第7章 学費等

(入学検定料)

第28条 本大学院に入学を志願する者は、入学志願の手続きの際に、入学検定料を納入しなければならない。

(入学金)

第29条 本大学院に入学を許可され、入学する者は、入学の手続きの際に、入学金を納入しなければならない。

(授業料等)

第30条 各年度に係る授業料及び教育充実費は、当該年度において、年額を所定の分割により、次の納期までに納入しなければならない。ただし、入学の学年に最初におとずれる納期は入学手続期間とする。

第一納期（第一学期分） 5月末日

第二納期（第二学期分） 11月末日

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により願い出て認められたときは、入学手続の場合を除き、延納することができる。延納については別に定める。

3 第18条ただし書きにより認められた秋入学者の初年度及び最終年度の授業料及び教育充実費は、別表(8)①から③に示す年額のそれぞれ2分の1の額を納入する。

4 休学を願い出る者は、在籍料を納入しなければならない。

(論文審査手数料)

第31条 東京経済大学学位規則第19条及び第20条の規定により学位を得ようとする者は、学位申請の手続きの際に、論文審査手数料を納入しなければならない。

(学費等の額)

第32条 第28条から第30条までの各条に定める学費等納付金の額は別表(8)に掲げるとおりとする。

(学費等の返還)

第33条 納入済の学費等は、別に定めるところによるほかはいかなる理由があっても返還しない。

(休学者の学費)

第34条 休学者については、在籍料を納付するものとし、授業料及び教育充実費を免除する。ただし、別に定める期日までに願い出がなされない場合はこの限りではない。

(退学者の学費)

第35条 願い出による退学者の学費の取扱いについては別に定める。

(授業料減免)

第36条 学費の支弁が困難な事情にあつて、学業に精励している者については、授業料を減免することがある。

2 災害その他により学費の支弁に困難な事情が生じた者については、その学年の授業料を減免することがある。

## 第8章 教員組織

(教員組織)

第37条 本大学院の授業及び研究指導は、本学の専任教員が担当する。ただし必要ある場合は、兼任教員が担当することができる。

## 第9章 運営組織

(研究科委員会)

第38条 本学大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、その研究科の専任教員で組織する。

3 研究科委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

(大学院委員会)

第39条 本学大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、下記の者で構成する。

(1) 学長

(2) 副学長のうち学長が指名する1名

(3) 研究科委員長

(4) 各研究科運営委員より1名ずつ互選された委員

3 学長は大学院委員会を招集して議長となる。

(運営組織細則)

第40条 運営組織に関する細則は別に定める。

## 第10章 学年、学期及び休業日

(学年)

第41条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第42条 学年を次の2学期に分ける。

第一学期 4月1日から9月15日まで

第二学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第43条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (3) 創立記念日（10月23日）
- (4) 春季休業（2月中旬から3月下旬まで）
- (5) 夏季休業（8月上旬から9月中旬まで）
- (6) 冬季休業（12月下旬から翌年1月上旬まで）

ただし、春季休業、夏季休業及び冬季休業期間の始期と終期は、毎年度の学事暦に基づき決定する。

2 前項に定めるほか、臨時の休業日を定めることができる。

3 休業日は必要によりその期日及び期間を変更することがある。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第44条 人物学業が優秀なる者に対してはこれを表彰することがある。

(懲戒)

第45条 学生が本学の規則に背き、又は学生の本分に反する行為のあるときは学長は研究科委員会の意見を徴しこれを懲戒する。

(懲戒の種類)

第46条 懲戒は次のとおりとする。

- (1) 譴責
- (2) 停学
- (3) 退学

2 次の各号の一に該当する者に対しては退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

## 第12章 奨学

(奨学制度)

第47条 本学に奨学制度を設ける。

(奨学規程)

第48条 奨学制度に関する規程は別に定める。

### 第13章 シニア大学院生

(シニア大学院生の特例)

第49条 本大学院各研究科修士課程又は博士後期課程において研究を希望する者で、入学時点において学校教育法の定める大学を卒業し、又は学校教育法の定める学士の学位を授与された者(博士後期課程の場合修士の学位を授与された者)、又はそれに準ずると本学が認めた者で、入学時に満年齢52歳以上の者を対象に、選考の上、シニア大学院生として入学を許可することがある。

2 シニア大学院生の修業年限は、本学則第3条の定めるところにより修士課程2年、博士後期課程3年を原則とするが、入学時に本人の申出があり、本大学院がこれを認めたときは、修士課程の修業年限を3年又は4年、博士後期課程の修業年限を4年又は5年若しくは6年とすることができる。

3 シニア大学院生の在学期間は、本学則第19条の定めるところによる。

4 本条にかかげるものその他必要な事項について、シニア大学院生に関する規程を別に定めるものとする。

### 第14章 研究生、シニア研究生、特別聴講学生、科目等履修生及び科目聴講生

(研究生及びシニア研究生)

第50条 本大学院において研究を希望する者に、選考の上、研究生若しくはシニア研究生として入学を許可することがある。

2 前項の学費等の額は、別表(8)、別表(9)、別表(10)に掲げるとおりとする。

3 第18条ただし書きにより認められた秋入学者の授業料は、別表(9)又は別表(10)に示す年額の2分の1の額を納入する。

4 研究生に関する規程及びシニア研究生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第51条 本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協定により、他の大学院の学生を特別聴講学生として、本大学院の授業科目について聴講を許可することがある。

2 特別聴講学生として聴講した授業科目について、試験を受け合格した場合は、所定の単

位を与える。

- 3 前2項に定めるもののほか、特別聴講学生に関する規程は別に定める。

(科目等履修生)

第52条 本大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望するときは、選考の上、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生として出願できる資格は、修士課程においては本学則第16条の各号、博士後期課程においては本学則第17条の各号に掲げるものとする。

- 3 科目等履修生として履修した授業科目について、試験を受け合格した場合は、所定の単位を与える。

- 4 前3項に定めるもののほか、科目等履修生に関する規程は別に定める。

(科目聴講生)

第53条 本大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を希望するときは、選考の上、科目聴講生として許可することがある。

- 2 科目聴講生として出願できる資格は、大学卒業程度又はそれ以上の学力を有する者とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、科目聴講生に関する規程は別に定める。

#### 第15章 大学学則の準用

(大学学則の準用)

第54条 この大学院学則に定めのない事項については、大学学則の規定を準用する。

付 則

本大学院学則は、1970年（昭和45年）4月1日から施行する。

付 則

本大学院学則は、1970年（昭和45年）7月9日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1972年（昭和47年）10月18日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1974年（昭和49年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1975年（昭和50年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1976年（昭和51年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1977年（昭和52年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1978年（昭和53年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1980年（昭和55年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1981年（昭和56年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1982年（昭和57年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1983年（昭和58年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1984年（昭和59年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1985年（昭和60年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1986年（昭和61年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1987年（昭和62年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1988年（昭和63年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1989年（平成元年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1990年（平成2年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1991年（平成3年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1992年（平成4年）1月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1992年（平成4年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1992年（平成4年）4月25日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1994年（平成6年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1995年（平成7年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1996年（平成8年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1997年（平成9年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1998年（平成10年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、1999年（平成11年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2000年（平成12年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2001年（平成13年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2002年（平成14年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2003年（平成15年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2004年（平成16年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2005年（平成17年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2005年（平成17年）12月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2006年（平成18年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2006年（平成18年）6月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2008年（平成20年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2008年（平成20年）6月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2009年（平成21年）9月17日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2010年（平成22年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2011年（平成23年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2014年（平成26年）7月2日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2017年（平成29年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2020年（令和2年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2022年（令和4年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2023年（令和5年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2025年（令和7年）4月1日から改正施行する。

付 則

本大学院学則は、2026年（令和8年）4月1日から改正施行する。

別表(1) 経済学研究科修士課程授業科目、単位数並びに履修方法

修 士 課 程	授業科目及び単位数		履修方法
		単位	
修 士 課 程	政治経済学特論 I～III	2	1 学生は、2年以上在学し、授業科目の中から36単位以上を修得しなければならない。
	同 演習 I～III	2	
	理論経済学特論 I～V	2	2 学生は、授業科目の中から1科目を専修科目（演習）として選定し、在学期間中は継続して、履修しなければならない。
	同 演習 I～V	2	
	経済学史・社会思想史特論 I～III	2	3 学生は、専修科目担当者を指導教員とし、論文若しくは研究成果報告書の作成並びに授業科目の履修及びその他研究一般についてその指導を受けるものとする。
	同 演習 I～III	2	
	経済史特論 I～IV	2	3 学生は、専修科目担当者を指導教員とし、論文若しくは研究成果報告書の作成並びに授業科目の履修及びその他研究一般についてその指導を受けるものとする。
	同 演習 I～IV	2	
	経済政策・経済事情特論 I～VIII	2	3 学生は、専修科目担当者を指導教員とし、論文若しくは研究成果報告書の作成並びに授業科目の履修及びその他研究一般についてその指導を受けるものとする。
	同 演習 I～VIII	2	
	国際経済特論 I～VI	2	3 学生は、専修科目担当者を指導教員とし、論文若しくは研究成果報告書の作成並びに授業科目の履修及びその他研究一般についてその指導を受けるものとする。

同	演習 I～VI	2	4 学生は、専修科目の研究上必要とするときは、履修を希望する科目を設置する研究科の研究科委員会が認めた場合、経済学研究科以外の研究科の授業科目を8単位まで履修することができる。
	財政・金融特論 I～V	2	
同	演習 I～V	2	
	社会政策特論 I～III	2	
同	演習 I～III	2	
	ミクロ経済学特論	4	
	マクロ経済学特論	4	
	計量経済学特論	4	
	社会経済学特論a	2	
同	特論b	2	
	特別研究指導	2	
	修士論文	6	
	研究成果報告書	2	
			6 学生は、演習科目を除き既に単位を修得した同一担当教員の同一授業科目を再履修することはできない。
			7 修士論文（6単位）と研究成果報告書（2単位）は選択必修とし、修了見込年次に履修するものとする。

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

別表(2) 経済学研究科博士後期課程授業科目、単位数並びに履修方法

授業科目及び単位数		履修方法
	単位	
政治経済学研究指導	2	1 学生は、3年以上在学し、授業科目の中から14単位以上を修得しなければならない。
同 特論 I～III	2	
理論経済学研究指導	2	2 学生は、選定した研究指導の担当教員に論文作成・特論の履修その他研究一般についてその指導を受けるものとする。
同 特論 I～V	2	
経済学史・社会思想史研究指導	2	
同 特論 I～III	2	
経済史研究指導	2	
同 特論 I～IV	2	
経済政策・経済事情研究指導	2	
		3 学生は、選定した指導教

同	特論 I ~ VIII	2	員の研究指導を、在学期間中は継続して履修しなければならない。 4 第1項に定める修了要件単位には、指導教員の担当する研究指導12単位及び特論の中から2単位以上を修得しなければならない。
国際経済研究指導		2	
同	特論 I ~ VI	2	
財政・金融研究指導		2	
同	特論 I ~ V	2	
社会政策研究指導		2	
同	特論 I ~ III	2	

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

別表(3) 経営学研究科修士課程授業科目、単位数並びに履修方法

修 士 課 程	授業科目及び単位数		履修方法
		単位	
経営学史研究a	2	1	学生は、2年以上在学し授業科目の中から30単位以上を修得しなければならない。
同 研究b	2		
同 演習	2	2	学生は、授業科目の中から1科目を専修科目（演習）として選定し、在学期間にわたり履修しなければならない。
経営環境論研究a	2		
同 研究b	2		3 専修科目担当者を指導教員とし、論文の作成並びに授業科目の履修及びその他研究一般についてその指導を受けるものとする。
同 演習	2		
日本経営史研究a	2	3	4 学生は、専修科目の研究上必要とするときは、履修を希望する科目を設置する研究科の研究科委員会が認めた場合、経営学研究科以外の研究科の授業科目を、8単位まで履修することができる。
同 研究b	2		
同 演習	2		
企業論研究a	2		
同 研究b	2		
同 演習	2		
国際企業論研究a	2		
同 研究b	2		
同 演習	2		
中小企業経営論研究a	2		
同 研究b	2		
同 演習	2		

経営戦略論研究a	2	5 第1項に定める単位には、専修科目8単位以上を含めなければならない。
同 研究b	2	
同 演習	2	
経営管理論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
生産管理論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
経営財務論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
国際経営論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
人的資源管理論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
経営組織論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
マネジリアル・エコノミクス研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
マネジメントサイエンス研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
生産システム論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	

経営数学研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
経営統計学研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
経営情報システム論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
情報システム学史研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
サプライチェーン・マネジメント論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
知的財産管理論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
簿記論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
会計学研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
原価計算論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
財務会計論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2

国際会計論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
管理会計論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
税務会計論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
会計監査論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
流通論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
商業経営論研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
マーケティング論Ⅰ研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
マーケティング論Ⅱ研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
マーケティング論Ⅲ研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2
マーケティング論Ⅳ研究a	2
同 研究b	2
同 演習	2

グローバルマーケティング論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
流通史研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
広告論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
企業金融論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
交通論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	
保険論研究a	2	
同 研究b	2	
同 演習	2	

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

別表(4) 経営学研究科博士後期課程授業科目、単位数並びに履修方法

授業科目及び単位数		履修方法
	単位	
経営学史研究指導	2	1 学生は、3年以上在学し授業科目の中から14単位以上を修得しなければならない。 2 学生は、選定した研究指導の担当教員に論文作成・特殊研究の履修その他研究一般についての指導
同 特殊研究	2	
経営環境論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
日本経営史研究指導	2	
同 特殊研究	2	
企業論研究指導	2	
同 特殊研究	2	

国際企業論研究指導	2	<p>を受けるものとする。</p> <p>3 学生は、選定した指導教員の研究指導を、在学期間中は継続して履修しなければならない。</p> <p>4 第1項に定める修了要件単位には、指導教員の担当する研究指導12単位及び特殊研究の中から2単位以上を修得しなければならない。</p>
同 特殊研究	2	
中小企業経営論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
経営戦略論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
経営管理論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
生産管理論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
経営財務論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
国際経営論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
人的資源管理論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
経営組織論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
マネジリアル・エコノミクス研究指導	2	
同 特殊研究	2	
マネジメントサイエンス研究指導	2	
同 特殊研究	2	
生産システム論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
経営数学研究指導	2	
同 特殊研究	2	
経営統計学研究指導	2	
同 特殊研究	2	
経営情報システム論研究指導	2	
同 特殊研究	2	

情報システム学史研究指導	2
同 特殊研究	2
サプライチェーン・マネジメント論研究指導	2
同 特殊研究	2
知的財産管理論研究指導	2
同 特殊研究	2
簿記論研究指導	2
同 特殊研究	2
会計学研究指導	2
同 特殊研究	2
原価計算論研究指導	2
同 特殊研究	2
財務会計論研究指導	2
同 特殊研究	2
国際会計論研究指導	2
同 特殊研究	2
管理会計論研究指導	2
同 特殊研究	2
税務会計論研究指導	2
同 特殊研究	2
会計監査論研究指導	2
同 特殊研究	2
流通論研究指導	2
同 特殊研究	2
商業経営論研究指導	2
同 特殊研究	2
マーケティング論Ⅰ研究指導	2
同 特殊研究	2
マーケティング論Ⅱ研究指導	2
同 特殊研究	2

マーケティング論Ⅲ研究指導	2	
同 特殊研究	2	
マーケティング論Ⅳ研究指導	2	
同 特殊研究	2	
グローバルマーケティング論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
流通史研究指導	2	
同 特殊研究	2	
広告論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
企業金融論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
交通論研究指導	2	
同 特殊研究	2	
保険論研究指導	2	
同 特殊研究	2	

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

別表(5) コミュニケーション学研究科修士課程授業科目、単位数並びに履修方法

授業科目	単位	履修方法
(授業科目)		
<b>【メディア社会領域】</b>		1 学生は、2年以上在学し、授業科目の中から36単位以上を修得しなければならない。
コミュニケーション・メディア史	2	
メディアの社会理論	2	
マス・コミュニケーションの理論	2	
コミュニケーションと社会制度	2	
メディア社会の事例分析	2	
<b>【ネットワークコミュニケーション領域】</b>		2 本研究科修士課程においては、授業科目の中にメディア社会領域、ネットワークコミュニケーション領域、企業コミュニケーション領域、文化研究領域、ジャーナリズム研究領域の5領域を置くものとする。
社会情報学研究	2	
社会心理学	2	
		3 学生は、個別研究指導科目の中から1科

ネットワーク社会研究	2	目を個別研究指導として選定し、在学期間中は継続して、履修しなければならない。
情報社会研究	2	
<b>【企業コミュニケーション領域】</b>		
広告コミュニケーション論	2	
広報コミュニケーション論	2	
組織心理学研究	2	
<b>【文化研究領域】</b>		
異文化コミュニケーション	2	
文化社会学	2	
文化人類学	2	
生活文化論	2	4 学生は、個別研究指導担当者を指導教員とし、修士論文の作成、並びに授業科目の履修及びその他研究一般についてその指導を受けるものとする。
<b>【ジャーナリズム研究領域】</b>		
現代ジャーナリズム研究	2	
(調査・研究方法科目)		
質的調査研究法	2	
統計解析研究	2	
調査企画研究	2	
(個別研究指導科目)		
個別研究指導	2	
修士論文	6	
		6 学生は、研究上必要とするときは、履修を希望する科目を設置する研究科の研究科委員会が認めた場合、本研究科以外の研究科及び他大学院の授業科目を履修することができる。
		7 第1項に定める修了要件単位には、個別研究指導8単位、修士論文6単位、個別研究指導科目以外の授業科目等から22単位以上を修得しなければならない。
		8 調査・研究方法科目は授業科目として修了要件単位とすることができる。
		9 本研究科で決められたコミュニケーション学部の授業科目、本学大学院他研究科又は、他大学院で修得した単位、入学前に本学大学院で修得した科目については、本研究科委員会が認めた場合、10単位を限度とし、自由認定科目として修了に必要な単位に算入することができる。

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

別表(6) コミュニケーション学研究科博士後期課程授業科目、単位数並びに履修方法

授業科目	単位	履修方法
個別研究指導	2	1 学生は、3年以上在学し、授業科目の中から14単位以上を修得しなければならない。
【特別講義】		
メディア社会研究 I	2	
メディア社会研究 II	2	2 学生は、選定した個別研究指導担当教員に論文作成その他研究一般についてその指導を受けるものとする。
グローバル文化研究 I	2	
グローバル文化研究 II	2	
企業コミュニケーション研究 I	2	
企業コミュニケーション研究 II	2	3 学生は、選定した指導教員の個別研究指導を、在学期間中は継続して履修しなければならない。
		4 第1項に定める修了要件単位には、個別研究指導12単位、特別講義の中から2単位以上を修得しなければならない。
		5 特別講義の開講は年度ごとに決定する。
		6 早期修了を希望する者については、所定の期日までに申請した場合に限り、在学期間に継続して履修した個別研究指導科目の単位及び特別講義2単位で足りるものとする。

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

別表(7) 現代法学研究科修士課程授業科目、単位数並びに履修方法

授業科目及び単位数		履修方法
修	「基礎科目群」	1 学生は、2年以上在学し、授業科目の中から36単位以上を修得しなければならない。
士	消費者政策研究	
課	環境政策研究	

程	福祉政策研究	2	2	学生は、個別研究指導を担当する教員の中から1名を指導教員とし、修士論文若しくは研究成果報告書の作成並びに授業科目の履修及びその他研究一般についてその指導を受けるものとする。
	福祉・医療施設経営論研究	2		
	都市社会論研究	2		
	NPO論研究	2		
	国際関係研究	2		
	会計学研究	2		
	情報解析論研究	2	3	学生は、基礎科目群の中から1科目以上を履修し、2単位以上を修得しなければならない。
	社会調査法研究	2		
	プレゼンテーション技法	2		
	外書講読 (基礎科目群インターンシップ)	2	4	学生は、コア科目群の法システム科目の中の講義科目から、1科目以上を履修し、2単位以上を修得しなければならない。
	インターンシップ I 「コア科目群」 (法システム科目)	2		
	民事手続法研究	2	5	学生は、コア科目群のビジネス法務プログラム・公共法務プログラムの中の講義科目から、1科目以上を履修し、2単位以上を修得しなければならない。
	行政争訟手続法研究	2		
	刑事手続法研究	2		
	登記手続法研究	2		
	裁判事例研究 (ビジネス法務プログラム)	2	6	学生は、コア科目群の中の演習科目・インターンシップから1科目以上を履修し、2単位以上を修得しなければならない。
	民法研究 I	2		
	同 演習 I	2		
	民法研究 II	2	7	学生は、個別研究指導科目を4単位以上修得しなければならない。
	同 演習 II	2		
	民法研究 III	2		
	同 演習 III	2	8	修士論文(6単位)若しくは、これに代わる研究成果報告書(2単位相当のもの3つ計6単位)は必修とし、修了見込年次に履修し、修得しなければならない。
	企業法研究 I	2		
	同 演習 I	2		
	企業法研究 II	2	9	入学以前に本研究科で修得した単
	同 演習 II	2		

企業法研究Ⅲ	2	位は、本研究科が認めた場合、8単位を限度とし、修了に必要な単位に算入することができる。
同 演習Ⅲ	2	
企業法研究Ⅳ	2	
同 演習Ⅳ	2	
消費者法研究Ⅰ	2	
同 演習Ⅰ	2	
消費者法研究Ⅱ	2	
同 演習Ⅱ	2	
競争法研究	2	
同 演習	2	
労働法研究	2	
同 演習	2	
知的財産法研究	2	
同 演習	2	
都市社会論演習	2	
NPO論演習 (公共法務プログラム)	2	
刑事法研究	2	
同 演習	2	
行政法研究	2	
同 演習	2	
憲法研究	2	
同 演習	2	
地方自治法研究	2	
同 演習	2	
環境法研究	2	
同 演習	2	
税法研究	2	
同 演習	2	
国際法研究	2	

同 演習	2
非営利法人法研究	2
同 演習	2
行政学研究	2
同 演習	2
社会保障法研究	2
同 演習	2
比較福祉政策研究	2
同 演習	2
高齢者福祉論研究	2
同 演習	2
国際関係演習 (コア科目群インターンシップ)	2
インターンシップⅡ 「個別研究指導科目」	2
個別研究指導 「修士論文又は研究成果報告書」	2
修士論文	6
研究成果報告書	6
	(2単位×3本)

備考 以上のほか必要に応じて特別講義を開く。

別表(8) 学費等

① 修士課程・博士後期課程

費目	2026年度
入学金	120,000円
授業料	600,000円
教育充実費	200,000円

注1 この表は、2026年度（令和8年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者に

については、従前に定めた額とする。

注2 シニア大学院（修士修業年限2年、博士後期修業年限3年）を含む。

② シニア大学院（修士修業年限3年）

費目	2026年度	2年目以降
入学金	120,000円	
授業料	400,000円	400,000円
教育充実費	140,000円	130,000円

注1 この表は、2026年度（令和8年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者については、従前に定めた額とする。

注2 授業料及び教育充実費の総額は、修業年限2年の場合と同額とし、3年度に分けて納入する。

注3 修業年限が3年に達する前に所定の課程を修了する場合でも、定められた3年分の学費を納入しなければならない。

③ シニア大学院（修士修業年限4年）

費目	2026年度	2年目以降
入学金	120,000円	
授業料	300,000円	300,000円
教育充実費	100,000円	100,000円

注1 この表は、2026年度（令和8年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者については、従前に定めた額とする。

注2 授業料及び教育充実費の総額は、修業年限2年の場合と同額とし、4年度に分けて納入する。

注3 修業年限が4年に達する前に所定の課程を修了する場合でも、定められた4年分の学費を納入しなければならない。

④ シニア大学院（博士修業年限4年）

費目	2026年度	2年目以降
入学金	120,000円	
授業料	450,000円	450,000円
教育充実費	150,000円	150,000円

注1 この表は、2026年度（令和8年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者に

については、従前に定めた額とする。

注2 授業料及び教育充実費の総額は、修業年限3年の場合と同額とし、4年度に分けて納入する。

注3 修業年限が4年に達する前に所定の課程を修了する場合でも、定められた4年分の学費を納入しなければならない。

⑤ シニア大学院（博士修業年限5年）

費目	2026年度	2年目以降
入学金	120,000円	
授業料	360,000円	360,000円
教育充実費	120,000円	120,000円

注1 この表は、2026年度（令和8年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者については、従前に定めた額とする。

注2 授業料及び教育充実費の総額は、修業年限3年の場合と同額とし、5年度に分けて納入する。

注3 修業年限が5年に達する前に所定の課程を修了する場合でも、定められた5年分の学費を納入しなければならない。

⑥ シニア大学院（博士修業年限6年）

費目	2026年度	2年目以降
入学金	120,000円	
授業料	300,000円	300,000円
教育充実費	100,000円	100,000円

注1 この表は、2026年度（令和8年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者については、従前に定めた額とする。

注2 授業料及び教育充実費の総額は、修業年限3年の場合と同額とし、6年度に分けて納入する。

注3 修業年限が6年に達する前に所定の課程を修了する場合でも、定められた6年分の学費を納入しなければならない。

⑦ 在籍料

費目	半期	通年
在籍料	50,000円	100,000円

注 この表は、2025年度（令和7年度）入学生から適用し、前年度までに入学した者につ

いては、従前に定めた額とする。

⑧ 入学検定料等

費目	2026年度
入学検定料	35,000円
論文審査手数料	100,000円
特別聴講学生 登録料	20,000円
特別聴講学生 特別聴講料	51,000円
科目等履修生 登録料	20,000円
科目等履修生 科目等履修料	68,000円
科目聴講生 科目聴講料	51,000円

注1 書類選考のみで入学検定を行う場合は、入学検定料を15,000円とする。

注2 特別聴講料、科目等履修料及び科目聴講料の額は、通年科目の1科目当たりの額とする。ただし、半期科目の週1回開講の科目又はこれに準じる科目はその2分の1の額、半期科目の週2回開講の科目又はこれに準じる科目は通年科目の1科目当たりの額と同額とする。

別表(9) 研究生の学費等

費目	2026年度
研究生授業料	480,000円

別表(10) シニア研究生の学費等

費目	2026年度
シニア研究生授業料	384,000円
入学検定料	28,000円